

奈良県告示第三百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成二十一年三月奈良県告示第四百四十七号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和元年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 観 场 所
宇陀市榛原区戒場（○○一）急傾斜 地崩壊警戒区域	おり	次の平面図のと 奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
宇陀市榛原区戒場（○○一）急傾 地崩壊警戒区域	おり	次の平面図のと 奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
宇陀市榛原区山辺三（○○一）急傾 斜地崩壊警戒区域	おり	次の平面図のと 奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
宇陀市榛原区山辺三（○○一）急傾 斜地崩壊警戒区域	おり	次の平面図のと 奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課

宇陀市榛原区山辺三（○一八）急傾斜地崩壊警戒区域		宇陀市榛原区山辺三（○一九）急傾斜地崩壊警戒区域		宇陀市榛原区額井（○〇一）急傾斜地崩壊警戒区域		宇陀市榛原区額井（○〇二）急傾斜地崩壊警戒区域		宇陀市榛原区額井（○〇三）急傾斜地崩壊警戒区域		宇陀市榛原区赤瀬（○〇一）急傾斜地崩壘警戒区域	
宇陀市榛原区赤瀬（○〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	おり	宇陀市榛原区赤瀬（○〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	おり	宇陀市榛原区額井（○〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	おり	宇陀市榛原区額井（○〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	おり	宇陀市榛原区額井（○〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	おり	宇陀市榛原区赤瀬（○〇一）急傾斜地崩壈警戒区域	おり
宇陀市榛原区赤瀬（○〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	おり	宇陀市榛原区赤瀬（○〇二）急傾斜地崩壈警戒区域	おり	宇陀市榛原区額井（○〇一）急傾斜地崩壈警戒区域	おり	宇陀市榛原区額井（○〇二）急傾斜地崩壈警戒区域	おり	宇陀市榛原区額井（○〇三）急傾斜地崩壈警戒区域	おり	宇陀市榛原区赤瀬（○〇一）急傾斜地崩壈警戒区域	おり
宇陀市榛原区赤瀬（○〇三）急傾斜地崩壈警戒区域	おり	宇陀市榛原区赤瀬（○〇二）急傾斜地崩壈警戒区域	おり	宇陀市榛原区額井（○〇一）急傾斜地崩壈警戒区域	おり	宇陀市榛原区額井（○〇二）急傾斜地崩壈警戒区域	おり	宇陀市榛原区額井（○〇三）急傾斜地崩壈警戒区域	おり	宇陀市榛原区赤瀬（○〇一）急傾斜地崩壈警戒区域	おり

宇陀市榛原区萩原（○○一）急傾斜 地崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
宇陀市榛原区萩原（○○三一）急 傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
宇陀市榛原区萩原（○○四）急傾斜 地崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県国土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。